

第5章 国土強靭化の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定した。脆弱性評価及び重要課題を踏まえ「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、次の施策の分野ごとの推進方針により国土強靭化に資する施策に取り組む。

【施策の分野】

- ①自然環境・生活環境 ②子育て・教育 ③観光・産業・雇用・移住促進
- ④都市基盤整備 ⑤危機管理 ⑥健康・福祉
- ⑦共生社会 ⑧行財政改革

5-1 自然環境・生活環境

地球温暖化の進行に伴う異常気象の増加や大気汚染などによる自然環境・生活環境の悪化が進行している。豊かな自然を後世に引き継ぎ、住みやすい生活環境を維持するため、林業振興や自然環境と調和した再生可能エネルギーの普及を促進することが求められる。

国土強靭化の観点からは、南海トラフ巨大地震等に備えて、建築物の倒壊による避難経路の閉塞や延焼火災等の被害を防ぐため、まちなかを中心に増加している空き家等への対策、安全・安心の確保に資する水道や下水道施設などのインフラの適切な維持管理や整備を推進するほか、発災後でも生活環境が維持できる体制の構築を図る。

（1）上水に関する取組

安定した給水の確保と大規模地震対策のため、水道管路耐震化事業、第6次拡張事業、配水池の耐震対策・耐震補強等を推進する。

（2）生活排水等に関する取組

災害発生時における公衆衛生問題の発生を防止し、既存施設の整備効果が最大限に発揮されるよう、耐震、耐水及び老朽化の対策等を行い、適切な維持管理を推進する。

(3) 災害廃棄物処理への対応

災害廃棄物の仮置場の一層の確保など災害廃棄物処理計画に基づく取組を推進し、より実効性の高いものとなるよう隨時更新する。

また、災害発生後にも継続して適切にごみ処理を行うため、新たな一般廃棄物処理施設の整備を推進する。

(4) 老朽化空き家に関する取組

管理が不十分な老朽化空き家について、地震時の倒壊等による被害を防ぐため、所有者に対する除去や適正管理の啓発、指導などを推進する。

5-2 子育て・教育

本市では、合計特殊出生率は上昇したものの、出生数は減少傾向にあり、生産年齢人口の転出超過も継続している。このため、若者の人口流出を食い止め、安心して働き、結婚、出産、子育てができる環境の整備などを推進することで、子どもを増やし、自然減を抑制することが求められる。

国土強靭化の観点からは、子育て・学校教育・スポーツ施設・文化財等における安全・安心の確保に資する施設整備の推進や地域コミュニティを中心とした災害対応力の強化の促進等を図る。

(1) 学校施設等の防災機能の強化

災害時に避難所となる学校施設等の防災機能を強化するため、非常用トイレや耐震性貯水槽等の整備を推進する。

また、避難者の安全確保や速やかな教育の再開等に資するよう、地域住民・市防災担当者、学校との連絡会議の実施を推進する。

(2) 防災教育に関する取組

学校や保育所・幼稚園・認定こども園における子どもの成長段階に応じた分かりやすい、防災講座や防災教育を推進する。

また、自主防災組織、学校、市が連携し、各地区で行われる防災訓練への児童生徒の参加を促進する。

(3) 文化財への対応

文化財被害を最小限に留め、本市の歴史的・文化的資産を守るために、吉田松陰寓寄廻改修事業や歴史的に価値ある資料の適切な管理等を推進する。

5-3 観光・産業・雇用・移住促進

本市の観光業は、年間270万人を超える観光交流客数があり、市の基幹産業となっている。このため、自然や歴史等の特性を十分に活用して他地域との差別化を図り、全ての産業が連携して新たな魅力を創出し、発信できる仕組みを構築するとともに、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応した新たな観光スタイルを確立することが求められる。

国土強靭化の観点からは、観光客の避難体制や避難先（一時滞在施設等）の確保等を図り、安全・安心に観光を楽しむことのできる観光地の実現を推進する。

農林水産業については、港湾施設・漁港施設の強化を図るとともに、農地や森林の荒廃等を防ぎ、持続可能な経営環境の実現に向けて、担い手の育成・確保、農地の有効利用、鳥獣被害対策、森林の適正な管理など、本市の現状にあった幅広い取組を推進する。

また、事業者の事業継続計画（BCP）の策定等を促進し、経済活動を維持し、雇用の確保を図るほか、地域活力の維持・向上に繋がる移住促進の取組を推進する。

(1) 観光客に関する取組

発災時の観光客の避難対策から避難先（一時滞在施設等）確保、帰路支援までに関する観光地における避難対策マニュアルを策定するとともに、観光施設等における観光客を対象とした避難訓練の実施を促進する。

(2) 農林業に関する取組

森林の適正な整備と保全を図り、森林機能の向上に取り組むとともに、農地等の荒廃を防ぐため、有害鳥獣対策事業等を推進する。

(3) 港湾施設・漁港施設に関する取組

静岡県第4次地震被害想定で推計した100年から150年間隔で発生している地震による津波（レベル1の津波）に対して、既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、港湾施設・漁港施設の適切な維持管理に努め、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施を推進する。

(4) 事業所に関する取組

各事業所に対し、「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災応急計画及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく南海トラフ地震防災対策計画の策定を促進する。また、発災後にも経済活動を維持できるよう、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

また、事業所等と自主防災組織との連携を促し、地域防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を促進する。

5-4 都市基盤整備

定住人口・交流人口の増加に向けて、市民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う市街地の形成、居住環境の整備、道路・交通ネットワークの整備など、景観に配慮した上で、利便性が高い秩序ある都市基盤の整備が求められる。

国土強靭化の観点からは、南海トラフ巨大地震等の被災を想定した新庁舎の整備や緊急輸送路・避難路の確保等を推進するとともに、被災後の市民の生活再建やさらにその先の復興まちづくりを見据えた取組の推進が求められる。

(1) 新庁舎に関する取組

現庁舎では、予想される南海トラフ巨大地震の際、旧耐震仕様のため、防災拠点となりえないことから、市民の生命や生活、大切な情報や財産を地震や津波などの災害から守り、災害時及び被災後も、市民生活の復旧・復興の拠点として機能する、強く安全な新庁舎の整備を推進する。

(2) 緊急輸送路・避難路に関する取組

本市は、国道414号、国道135号、国道136号、市道敷根1号線等の基幹的交通インフラが整備されているが、津波による被害が想定される沿岸部を始め、大規模災害時において、これらの基幹的交通インフラの機能が停止し、復旧までに相当な時間を要する事態が予想される。被害の軽減や、緊急輸送路等が途絶した場合の迅速な解消及び代替ルートの確保を図るため、橋梁の耐震化や道路啓開体制の整備、災害時の迂回路となる林道の整備等を推進する。

また、安全な避難地へ迅速な避難を行うため、避難路の整備と倒壊の危険性がある沿道の建築物からの落下物対策やブロック塀の耐震化等を促進する。

(3) 建築物の耐震化・長寿命化等に関する取組

住宅・建築物の耐震化・長寿命化等は、倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、住民の命を守るのはもちろん、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果があることから、専門家による無料の耐震診断や、耐震補強等への助成により、耐震化や長寿命化を促進する。

(4) 水害・土砂災害対策

ハザードマップを作成し、住民への周知を行うとともに、避難に関するマイ・タイムライン（時系列の行動計画）の作成等により、住民の防災意識の向上を図るほか、急傾斜地崩壊対策事業による崩壊防止工事を促進する。

(5) 被災者の住宅確保

応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化を防ぐため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するなどの住宅の供給体制の整備や、既存市営住宅の空き住戸への一時的入居に備え、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。

また、余震等による二次被害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定の実施体制を強化する。

(6) 復興まちづくりの推進

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査を推進する。

また、被災後の混乱により遅延することのないよう、復興体制や復興まちづくりの実施方針の検討を行い、事前復興計画の策定を推進する。

5-5 危機管理

南海トラフ巨大地震等の大規模地震、台風や局地的な豪雨等による大規模な自然災害が発生した場合、静岡県第4次地震被害想定や稻生沢川洪水浸水想定等において、市内各地で大きな被害の発生が想定されている。このことから、災害等による被害を軽減するためには、自助・共助・公助が一体となって、自主防災組織の活性化などによる地域防災力の強化、避難所の環境整備、消防・救急体制の充実など災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。

ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策を始めとして、市民の安全・安心を脅

かす事象に対応した施策の強化を図るとともに、観光地としての本市の特性から、観光客も対象としたあらゆる被害を想定した総合的な安全の確保を促進する。

(1) 家庭内地震対策の推進

地震の発生に備え、各家庭における対策の実施が重要であり、家具類の固定、木造住宅への耐震シェルター整備、防災用ヘルメット及び防災用救命胴衣の所持、重度身体障害者等への防災ベッド等の整備を促進する。

また、様々な機会を捉えて、住民に対し、7日分の食料及び飲料水、非常用トイレの備蓄等の呼びかけを行うなど防災意識の向上を図る。

(2) 防災訓練等の実施

避難行動の遅れが人的被害に直結することから、避難行動の啓発、地域と学校等が連携した実践的な防災訓練を繰り返すことで、適切な避難行動等の周知徹底を図る。

また、住民や自主防災組織等を対象にした防災講座や防災講演会の開催や広報誌を活用した、防災意識の啓発・向上等に努め、地域防災力を強化する。

(3) 消防に関する取組

大規模火災等に備え、消防力を強化するため、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の更新、消防団詰所の統合合併、消防団用防災資機材の充足、耐震性貯水槽・消火栓の整備、消防団員の確保、自衛隊員による消防団員の訓練指導等の取組を推進する。

また、常備消防である消防本部の広域化に向けた協議を推進する。

(4) 地域に関する取組

自主防災組織や小・中学校を中心とした地域コミュニティの強化は、避難行動や初期消火、救出・救助等の災害対応力の向上のみならず、避難所や応急仮設住宅でのきめ細やかな支援や、地域の復興を迅速かつ円滑に進めることにも寄与することから、地区防災計画の策定に関する取組、自主防災組織活動に対する助成や自主防災組織連絡協議会を通じた自主防災組織間の連携、学校や災害ボランティア等他団体との連携等を強化する。

また、男女共同参画の視点からの防災対策について普及を図るとともに、地域で活躍できる女性防災リーダーを育成する。

(5) 避難計画に関する取組

観光地における避難対策マニュアル、地区防災計画、避難所運営マニュアルの策定に関する取組を推進する。公共施設利用者等の避難対策マニュアル、ハザードマップ、津波避難計画等の見直しを行う。

また、災害時における犬猫等の保護のため、被災者とともにペットが同行避難できる体制の構築に努める。

(6) 避難所に関する取組

避難生活によるストレスの軽減、感染症の感染拡大を防止できるよう、トイレ対策、パーテーション・テント・簡易ベッドの活用等を推進する。

避難者の安全確保を図るため、飲料水・食料等の備蓄、地域住民・市防災担当者・学校との連絡会議の実施、避難所の天井脱落防止や非構造部材落下防止、応急危険度判定の実施体制の強化等を推進する。

また、避難が長期化しても安定した避難生活が送れるよう、避難者が主体的かつ効果的に避難所運営できる体制の整備に努める。

(7) 緊急物資等の備蓄・輸送

大規模地震等に備え、市による食料等の緊急物資の備蓄を推進するとともに、市民に対して7日分の食料、飲料水の備蓄や日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄の強化を図る。

また、緊急物資の受入れ体制について、国のプッシュ型支援への対応体制の整備、緊急輸送活動に関する協定を締結している伊豆漁業協同組合や一般社団法人静岡県トラック協会との連携等を推進するほか、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口等の確認を定期的に行い、連絡体制の強化を図る。

(8) 新庁舎に関する取組

職員や住民など利用者の生命を守り、災害時の初動体制の確保から災害対策本部の設置、広域受援の受入れ、復旧・復興に至るまで防災拠点施設として機能する、強く安全な新庁舎の整備を推進する。

(9) 災害対策本部の強化

迅速な初動体制の確保及び的確な災害対応を行うことができるよう、人的体制や関連資機材の整備、災害対策本部及び代替施設の本部運営マニュアルの整備、災害対策本部施設及び代替施設の整備、災害対策本部代替施設利用団体との連携等につ

いて推進する。

また、訓練を通して、人的体制や情報が制約されている状況に適応した、災害対策本部運営体制の強化を図る。

(10) 災害情報の伝達

避難に関する情報などを迅速かつ確実に伝達するため、多様な情報伝達手段の確保を図る。

同報系防災行政無線システムの適切な運用及び維持管理に努めるとともに、福祉避難所における情報提供機器等の整備等を推進する。

(11) 避難施設の確保

津波や洪水からの避難体制の充実を図るため、津波避難ビルの整備に対する助成、春日山避難路や敷根避難路などの主要避難路の適切な維持管理、自主防災組織が行う避難路整備への助成、公共施設等の活用等を推進する。

(12) 「静岡モデル」の推進

港湾・漁港の防波堤・護岸、道路の嵩上げ・補強等により津波からの安全度の向上を図る「静岡モデル」について、下田港地区では将来のまちづくりに合わせた防護施設の整備に向けた検討、田牛地区では津波対策施設（堤防嵩上げ整備等）整備や避難計画の整備等を推進する。

(13) 孤立地域への対応

道路の寸断等により地域が孤立した場合に備えるため、孤立予想地区の自主防災組織が行う航空支援拠点整備に対する助成、ヘリ誘導訓練等による孤立地域対策等について推進する。

また、孤立予想集落への衛星携帯電話の貸与については、引き続き実施し、連絡体制を確保する。

(14) 上水に関する取組

水供給の長期停止に備え、避難所の飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備、給水車等による生活用水の確保等を推進する。

(15) 生活排水等に関する取組

下水道施設の長期停止に備え、早期に復旧できる体制、機能及び機器等の確保を推進する。

(16) エネルギーに関する取組

下田市環境基本計画に基づく再生可能エネルギー普及を推進する。

(17) 非常用電源等に関する取組

伊豆斎場への非常用電源の設置を推進する。また、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

(18) 原子力災害への対応

地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、原子力防災資機材（放射線測定器等）の整備、県の浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく広域避難受入体制の整備等を推進する。

(19) 被災後の生活再建

住家被害認定調査研修や罹災証明書交付訓練、被災者生活再建支援システムの整備等により、早期に被災者の生活再建支援体制が構築できる体制整備に努める。

5-6 健康・福祉

本市では国、県を上回るスピードで人口減少、少子高齢化が進行しており、市民一人一人が、ライフステージの課題に応じた健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばすことが求められる。

国土強靭化の観点からは、災害時医療環境の整備や要配慮者への対応等の推進や、被災後の遺体の適切な対応等に関する取組を推進する。

(1) 災害時医療環境の整備

医療救護計画について、実効性確保の観点から、必要に応じ隨時見直しを行うとともに、救護所用医療資機材の計画的な整備や、医療関係機関と連携した実践的な訓練等を通じ、災害時の医療救護体制の整備・充実に努める。

また、医師会や関係機関と連携を図り、災害発生時に医療スタッフが確保できる体制の構築に努める。

(2) 要配慮者への対応

社会福祉施設や宿泊施設を活用し、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる福祉避難所の確保に努め、福祉避難所開設運営訓練等の実施により、実効性を高めていく。

また、自主防災組織等との連携による避難行動要支援者名簿を活用した避難体制の整備等を推進する。

(3) 災害情報の伝達

福祉避難所における情報提供機器等の整備を推進する。

(4) 被災者への対応

災害時の被災者への対応とし、災害時健康支援マニュアルの適切な運用及び必要に応じた改正を行う。

また、ボランティアの円滑な受入れを行えるよう、災害ボランティア本部等との連携・訓練等を推進する。

(5) 遺体の適切な対応

適切な遺体対応を行うため、遺体安置（検死）施設の確保、遺体収納袋等の資機材整備、火葬施設の適切な維持管理、広域火葬も視野に入れた関係機関等との連携に努める。

5-7 共生社会

高齢化の進展に伴い、防災や福祉等における共助の重要性が高まっている。一方、高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者や自治会未加入者が増加し、地域力の低下が危惧されており、コミュニティ意識の醸成や活動の支援に加え、ボランティアやNPOの参加などを促進することが求められる。

国土強靭化においては、自助・共助・公助の観点から、市が実施主体となる取組は元より、市民、事業所等が実施主体となる取組についても積極的な促進を図る。

(1) 自助・共助・公助による取組

自助・共助・公助の観点から、市が実施主体となる取組は元より、市民、事業所等が実施主体となる取組についても積極的に促進する。

5 - 8 行財政改革

人口減少等に伴う税収の減少と市民ニーズの多様化、公共施設の老朽化など、これまで以上に厳しい行財政運営が見込まれる中、行政サービスを提供する市職員の意欲と能力の向上、情報通信技術の活用等による、効果的、効率的な行政運営が求められる。

国土強靭化の観点からは、公共施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多く、老朽化が進んでいることから、用途廃止となる施設等の有効活用を検討するとともに、市業務継続計画の検証と見直しを実施し、災害時の確実な業務継続を図る。

(1) 市業務継続計画に関する取組

市業務継続計画の検証と見直しを必要に応じて行い、業務継続に必要な体制を確保する。

(2) 公共施設等の管理に関する取組

公共施設、道路や橋梁などのインフラ資産、土地を対象範囲とした公共施設等総合管理計画や個別施設計画に従い、改修・統合等による長寿命化・解体除去等を行い、安全性の確保及びコストの抑制・平準化を推進する。